

令和４年１１月１４日
建設・水道常任委員会資料
都市整備部公園緑地課

宇治都市計画生産緑地地区にかかる 特定生産緑地の指定について

諮問第 1 5 号

宇治都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定について

宇治都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定について、宇治市都市計画審議会条例第 1 条の規定により、宇治市都市計画審議会に、別紙のとおり諮問するものとする。

令和 4 年 1 1 月 1 4 日提出

宇治市長 松村 淳子

(案)

宇治都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定について(諮問)

宇治市

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番 号	生産緑地 地 区	位 置	面 積				申出基準日	備 考	図 面 番 号
			生産緑地地区 (H4.11.27告示 都市計画)	特定生産緑地					
				既に指定され ている区域	新たに指定 する区域	合 計			
1	木- 1	木幡畑山田地内	約 0.10 ha	約 0.10 ha	約 0.00 ha	約 0.10 ha	令和4年11月27日		1
2	木- 2	木幡畑山田、御園地内	約 0.65 ha	約 0.55 ha	約 0.10 ha	約 0.65 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
3	木- 3	木幡畑山田、赤塚地内	約 1.75 ha	約 0.68 ha	約 1.07 ha	約 1.75 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
4	木- 4	木幡赤塚地内	約 1.07 ha	約 0.00 ha	約 1.02 ha	約 1.02 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
5	木- 5	木幡赤塚、金草原地内	約 0.47 ha	約 0.28 ha	約 0.19 ha	約 0.47 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
6	木- 7	木幡金草原地内	約 0.11 ha	約 0.00 ha	約 0.11 ha	約 0.11 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
7	木- 8	木幡正中地内	約 0.07 ha	約 0.07 ha	約 0.00 ha	約 0.07 ha	令和4年11月27日		1
8	木- 9	木幡花揃地内	約 0.05 ha	約 0.05 ha	約 0.00 ha	約 0.05 ha	令和4年11月27日		1
9	木- 1 0	木幡正中地内	約 0.45 ha	約 0.00 ha	約 0.45 ha	約 0.45 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
10	木- 1 1	木幡正中地内	約 0.73 ha	約 0.03 ha	約 0.70 ha	約 0.73 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
11	木- 1 2	木幡北島地内	約 0.37 ha	約 0.37 ha	約 0.00 ha	約 0.37 ha	令和4年11月27日		1
12	木- 1 7	木幡平尾、南山地内	約 0.34 ha	約 0.09 ha	約 0.25 ha	約 0.34 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
13	木- 1 9	木幡中村地内	約 0.30 ha	約 0.00 ha	約 0.30 ha	約 0.30 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
14	木- 2 4	木幡中村地内	約 0.11 ha	約 0.00 ha	約 0.11 ha	約 0.11 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
15	五- 1	五ヶ庄西田地内	約 0.23 ha	約 0.23 ha	約 0.00 ha	約 0.23 ha	令和4年11月27日		1
16	五- 2	五ヶ庄西田、古川地内	約 2.07 ha	約 1.14 ha	約 0.51 ha	約 1.65 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
17	五- 5	五ヶ庄芝ノ東地内	約 0.76 ha	約 0.00 ha	約 0.43 ha	約 0.43 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
18	五- 6	五ヶ庄芝ノ東地内	約 0.15 ha	約 0.15 ha	約 0.00 ha	約 0.15 ha	令和4年11月27日		1
19	五- 7	五ヶ庄芝ノ東地内	約 0.41 ha	約 0.00 ha	約 0.41 ha	約 0.41 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
20	五- 8	五ヶ庄大林地内	約 0.33 ha	約 0.00 ha	約 0.33 ha	約 0.33 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番 号	生産緑地 地 区	位 置	面 積				申出基準日	備 考	図 面 番 号
			生産緑地地区 (H4.11.27告示 都市計画)	特定生産緑地					
				既に指定され ている区域	新たに指定 する区域	合 計			
21	五- 9	五ヶ庄野添地内	約 0.24 ha	約 0.00 ha	約 0.24 ha	約 0.24 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
22	五- 1 0	五ヶ庄野添地内	約 0.74 ha	約 0.00 ha	約 0.74 ha	約 0.74 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
23	五- 1 1	五ヶ庄野添地内	約 0.07 ha	約 0.00 ha	約 0.07 ha	約 0.07 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
24	五- 1 2	五ヶ庄野添地内	約 0.08 ha	約 0.00 ha	約 0.08 ha	約 0.08 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
25	五- 1 3	五ヶ庄折坂地内	約 0.09 ha	約 0.09 ha	約 0.00 ha	約 0.09 ha	令和4年11月27日		1
26	五- 1 4	五ヶ庄瓦塚、岡本、上村地内	約 1.41 ha	約 0.89 ha	約 0.52 ha	約 1.41 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
27	五- 1 7	五ヶ庄上村地内	約 0.77 ha	約 0.63 ha	約 0.00 ha	約 0.63 ha	令和4年11月27日		1
28	五- 1 9	五ヶ庄岡本地内	約 0.16 ha	約 0.16 ha	約 0.00 ha	約 0.16 ha	令和4年11月27日		1
29	五- 2 0	五ヶ庄戸ノ内地内	約 0.75 ha	約 0.23 ha	約 0.52 ha	約 0.75 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
30	五- 2 1	五ヶ庄戸ノ内地内	約 0.22 ha	約 0.10 ha	約 0.12 ha	約 0.22 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
31	五- 2 2	五ヶ庄岡本地内	約 0.09 ha	約 0.09 ha	約 0.00 ha	約 0.09 ha	令和4年11月27日		1
32	五- 2 3	五ヶ庄岡本地内	約 0.05 ha	約 0.00 ha	約 0.05 ha	約 0.05 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
33	五- 2 4	五ヶ庄日皆田地内	約 0.06 ha	約 0.00 ha	約 0.06 ha	約 0.06 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
34	五- 2 6	五ヶ庄福角地内	約 0.26 ha	約 0.26 ha	約 0.00 ha	約 0.26 ha	令和4年11月27日		1
35	五- 2 7	五ヶ庄二番割地内	約 0.12 ha	約 0.00 ha	約 0.12 ha	約 0.12 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
36	五- 3 0	五ヶ庄大林地内	約 0.08 ha	約 0.00 ha	約 0.08 ha	約 0.08 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	1
37	菟- 2	菟道東中地内	約 0.05 ha	約 0.05 ha	約 0.00 ha	約 0.05 ha	令和4年11月27日		2
38	菟- 4	菟道大谷地内	約 0.06 ha	約 0.06 ha	約 0.00 ha	約 0.06 ha	令和4年11月27日		2
39	菟- 5	菟道河原地内	約 0.07 ha	約 0.07 ha	約 0.00 ha	約 0.07 ha	令和4年11月27日		2
40	菟- 6	菟道只川地内	約 0.07 ha	約 0.07 ha	約 0.00 ha	約 0.07 ha	令和4年11月27日		2

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番号	生産緑地 地区	位 置	面 積				申出基準日	備 考	図 面 番 号
			生産緑地地区 (H4.11.27告示 都市計画)	特定生産緑地					
				既に指定され ている区域	新たに指定 する区域	合 計			
41	菟- 7	菟道只川地内	約 0.17 ha	約 0.17 ha	約 0.00 ha	約 0.17 ha	令和4年11月27日		2
42	菟- 8	菟道只川地内	約 0.10 ha	約 0.07 ha	約 0.03 ha	約 0.10 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	2
43	菟- 1 1	菟道妙見地内	約 0.05 ha	約 0.00 ha	約 0.05 ha	約 0.05 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	2
44	菟- 1 4	菟道丸山、横島町大島地内	約 0.59 ha	約 0.59 ha	約 0.00 ha	約 0.59 ha	令和4年11月27日		2
45	宇- 2	宇治東内地内	約 0.06 ha	約 0.00 ha	約 0.06 ha	約 0.06 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	2
46	宇- 4	宇治壺番地内	約 0.21 ha	約 0.21 ha	約 0.00 ha	約 0.21 ha	令和4年11月27日		2
47	宇- 5	宇治下居地内	約 0.47 ha	約 0.47 ha	約 0.00 ha	約 0.47 ha	令和4年11月27日		2
48	宇- 8	宇治善法地内	約 0.17 ha	約 0.17 ha	約 0.00 ha	約 0.17 ha	令和4年11月27日		2
49	宇- 9	宇治塔川地内	約 0.09 ha	約 0.09 ha	約 0.00 ha	約 0.09 ha	令和4年11月27日		2
50	宇- 1 0	宇治東山地内	約 0.21 ha	約 0.21 ha	約 0.00 ha	約 0.21 ha	令和4年11月27日		2
51	宇- 1 1	宇治東山地内	約 0.14 ha	約 0.14 ha	約 0.00 ha	約 0.14 ha	令和4年11月27日		2
52	宇- 1 2	宇治矢落、半白、蔭山地内	約 0.77 ha	約 0.00 ha	約 0.77 ha	約 0.77 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	2
53	宇- 1 6	宇治蔭山地内	約 0.14 ha	約 0.00 ha	約 0.07 ha	約 0.07 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
54	宇- 1 8	宇治式番地内	約 0.10 ha	約 0.10 ha	約 0.00 ha	約 0.10 ha	令和4年11月27日		2
55	宇- 2 0	宇治蛇塚地内	約 0.08 ha	約 0.08 ha	約 0.00 ha	約 0.08 ha	令和4年11月27日		2
56	宇- 2 3	宇治半白、小倉町寺内地内	約 0.61 ha	約 0.23 ha	約 0.38 ha	約 0.61 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
57	宇- 2 4	宇治半白地内	約 0.15 ha	約 0.15 ha	約 0.00 ha	約 0.15 ha	令和4年11月27日		3
58	神- 1	神明石塚地内	約 0.06 ha	約 0.06 ha	約 0.00 ha	約 0.06 ha	令和4年11月27日		2
59	神- 3	神明石塚地内	約 0.17 ha	約 0.00 ha	約 0.10 ha	約 0.10 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
60	神- 4	神明石塚地内	約 0.07 ha	約 0.07 ha	約 0.00 ha	約 0.07 ha	令和4年11月27日		3

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番 号	生産緑地 地 区	位 置	面 積				申出基準日	備 考	図 面 番 号
			生産緑地地区 (H4.11.27告示 都市計画)	特定生産緑地					
				既に指定され ている区域	新たに指定 する区域	合 計			
61	神- 6	神明宮北地内	約 0.69 ha	約 0.69 ha	約 0.00 ha	約 0.69 ha	令和4年11月27日		2
62	安- 2	安田町大納言地内	約 0.08 ha	約 0.08 ha	約 0.00 ha	約 0.08 ha	令和4年11月27日		3
63	広- 1	広野町桐生谷地内	約 0.28 ha	約 0.00 ha	約 0.28 ha	約 0.28 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
64	広- 2	広野町桐生谷地内	約 0.10 ha	約 0.11 ha	約 0.00 ha	約 0.11 ha	令和4年11月27日		3
65	広- 3	広野町東裏地内	約 0.10 ha	約 0.10 ha	約 0.00 ha	約 0.10 ha	令和4年11月27日		3
66	広- 4	広野町東裏地内	約 0.22 ha	約 0.00 ha	約 0.22 ha	約 0.22 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
67	広- 1 3	広野町中島地内	約 0.13 ha	約 0.13 ha	約 0.00 ha	約 0.13 ha	令和4年11月27日		3
68	広- 1 6	広野町成田地内	約 0.15 ha	約 0.15 ha	約 0.00 ha	約 0.15 ha	令和4年11月27日		3
69	大- 1	大久保町北ノ山地内	約 0.16 ha	約 0.00 ha	約 0.16 ha	約 0.16 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
70	大- 2	大久保町山ノ内地内	約 0.06 ha	約 0.06 ha	約 0.00 ha	約 0.06 ha	令和4年11月27日		3
71	大- 3	大久保町山ノ内地内	約 0.09 ha	約 0.09 ha	約 0.00 ha	約 0.09 ha	令和4年11月27日		3
72	大- 4	大久保町南ノ口地内	約 1.30 ha	約 0.60 ha	約 0.15 ha	約 0.75 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
73	大- 7	大久保町旦棕地内	約 0.52 ha	約 0.16 ha	約 0.30 ha	約 0.46 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
74	大- 8	大久保町旦棕地内	約 0.13 ha	約 0.13 ha	約 0.00 ha	約 0.13 ha	令和4年11月27日		3
75	大- 9	大久保町平盛地内	約 0.20 ha	約 0.20 ha	約 0.00 ha	約 0.20 ha	令和4年11月27日		3
76	大- 1 0	大久保町平盛地内	約 0.12 ha	約 0.06 ha	約 0.00 ha	約 0.06 ha	令和4年11月27日		3
77	大- 1 2	大久保町旦棕地内	約 0.16 ha	約 0.16 ha	約 0.00 ha	約 0.16 ha	令和4年11月27日		3
78	大- 1 3	大久保町平盛地内	約 0.15 ha	約 0.15 ha	約 0.00 ha	約 0.15 ha	令和4年11月27日		3
79	伊- 1	伊勢田町南遊田地内	約 0.19 ha	約 0.00 ha	約 0.19 ha	約 0.19 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
80	伊- 3	伊勢田町砂田地内	約 0.10 ha	約 0.10 ha	約 0.00 ha	約 0.10 ha	令和4年11月27日		3

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番号	生産緑地 地区	位 置	面 積				申出基準日	備 考	図 面 番 号
			生産緑地地区 (H4.11.27告示 都市計画)	特定生産緑地					
				既に指定され ている区域	新たに指定 する区域	合 計			
81	伊- 4	伊勢田町砂田地内	約 0.41 ha	約 0.40 ha	約 0.00 ha	約 0.40 ha	令和4年11月27日		3
82	伊- 6	伊勢田町浮面地内	約 0.49 ha	約 0.00 ha	約 0.36 ha	約 0.36 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
83	伊- 8	伊勢田町中ノ田地内	約 0.05 ha	約 0.05 ha	約 0.00 ha	約 0.05 ha	令和4年11月27日		3
84	伊- 9	伊勢田町中ノ田地内	約 0.31 ha	約 0.25 ha	約 0.06 ha	約 0.31 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
85	伊- 1 1	伊勢田町井尻地内	約 0.39 ha	約 0.39 ha	約 0.00 ha	約 0.39 ha	令和4年11月27日		3
86	伊- 1 2	伊勢田町井尻地内	約 0.27 ha	約 0.27 ha	約 0.00 ha	約 0.27 ha	令和4年11月27日		3
87	伊- 1 4	伊勢田町毛語地内	約 0.20 ha	約 0.20 ha	約 0.00 ha	約 0.20 ha	令和4年11月27日		3
88	伊- 1 9	伊勢田町南山地内	約 0.30 ha	約 0.00 ha	約 0.30 ha	約 0.30 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
89	伊- 2 0	伊勢田町中山地内	約 0.08 ha	約 0.00 ha	約 0.08 ha	約 0.08 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
90	伊- 2 2	伊勢田町大谷地内	約 0.08 ha	約 0.08 ha	約 0.00 ha	約 0.08 ha	令和4年11月27日		3
91	小- 1	小倉町寺内地内	約 0.41 ha	約 0.36 ha	約 0.05 ha	約 0.41 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
92	小- 2	小倉町寺内、横島町外地内	約 0.29 ha	約 0.29 ha	約 0.00 ha	約 0.29 ha	令和4年11月27日		4
93	小- 7	小倉町寺内地内	約 0.16 ha	約 0.16 ha	約 0.00 ha	約 0.16 ha	令和4年11月27日		3
94	小- 8	小倉町久保地内	約 0.03 ha	約 0.00 ha	約 0.03 ha	約 0.03 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
95	小- 9	小倉町久保地内	約 0.13 ha	約 0.11 ha	約 0.02 ha	約 0.13 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
96	小- 1 0	小倉町蓮池地内	約 0.09 ha	約 0.05 ha	約 0.00 ha	約 0.05 ha	令和4年11月27日		3
97	小- 1 1	小倉町堀池地内	約 0.13 ha	約 0.13 ha	約 0.00 ha	約 0.13 ha	令和4年11月27日		3
98	小- 1 2	小倉町南堀池地内	約 0.12 ha	約 0.00 ha	約 0.12 ha	約 0.12 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
99	小- 1 5	小倉町西山地内	約 0.28 ha	約 0.00 ha	約 0.28 ha	約 0.28 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
100	小- 1 6	小倉町東山地内	約 0.25 ha	約 0.25 ha	約 0.00 ha	約 0.25 ha	令和4年11月27日		3

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番 号	生産緑地 地 区	位 置	面 積				申出基準日	備 考	図 面 番 号
			生産緑地地区 (H4.11.27告示 都市計画)	特定生産緑地					
				既に指定され ている区域	新たに指定 する区域	合 計			
101	小- 1 9	小倉町西畑、奥畑地内	約 0.08 ha	約 0.00 ha	約 0.07 ha	約 0.07 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	3
102	槇- 3	槇島町清水地内	約 0.11 ha	約 0.11 ha	約 0.00 ha	約 0.11 ha	令和4年11月27日		4
103	槇- 4	槇島町千足、清水地内	約 0.31 ha	約 0.31 ha	約 0.00 ha	約 0.31 ha	令和4年11月27日		4
104	槇- 5	槇島町清水地内	約 1.25 ha	約 0.77 ha	約 0.48 ha	約 1.25 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	4
105	槇- 6	槇島町千足地内	約 0.10 ha	約 0.10 ha	約 0.00 ha	約 0.10 ha	令和4年11月27日		4
106	槇- 7	槇島町三十五地内	約 0.17 ha	約 0.17 ha	約 0.00 ha	約 0.17 ha	令和4年11月27日		4
107	槇- 7 の 3	槇島町二十四地内	約 0.23 ha	約 0.23 ha	約 0.00 ha	約 0.23 ha	令和4年11月27日		4
108	槇- 8	槇島町十六地内	約 0.22 ha	約 0.00 ha	約 0.22 ha	約 0.22 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	4
109	槇- 1 1	槇島町目川地内	約 0.12 ha	約 0.12 ha	約 0.00 ha	約 0.12 ha	令和4年11月27日		4
110	槇- 1 3	槇島町落合地内	約 0.10 ha	約 0.00 ha	約 0.07 ha	約 0.07 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	4
111	槇- 1 4	槇島町落合地内	約 0.05 ha	約 0.00 ha	約 0.05 ha	約 0.05 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	4
112	槇- 1 5	槇島町落合地内	約 0.11 ha	約 0.03 ha	約 0.08 ha	約 0.11 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	4
113	槇- 1 7	槇島町十一地内	約 0.15 ha	約 0.00 ha	約 0.15 ha	約 0.15 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	4
114	槇- 2 0	槇島町十一地内	約 0.17 ha	約 0.00 ha	約 0.17 ha	約 0.17 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	4
115	槇- 2 1	槇島町十一地内	約 0.07 ha	約 0.00 ha	約 0.12 ha	約 0.12 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	4
116	槇- 2 2	槇島町大川原地内	約 1.61 ha	約 0.47 ha	約 0.94 ha	約 1.41 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	4
117	槇- 2 7	槇島町大川原、一ノ坪地内	約 0.38 ha	約 0.00 ha	約 0.38 ha	約 0.38 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	4
118	槇- 2 8	槇島町一ノ坪地内	約 0.49 ha	約 0.15 ha	約 0.34 ha	約 0.49 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	4
119	槇- 2 8 の 2	槇島町大川原地内	約 0.06 ha	約 0.03 ha	約 0.00 ha	約 0.03 ha	令和4年11月27日		4
120	槇- 2 9	槇島町中川原地内	約 0.26 ha	約 0.00 ha	約 0.26 ha	約 0.26 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	4

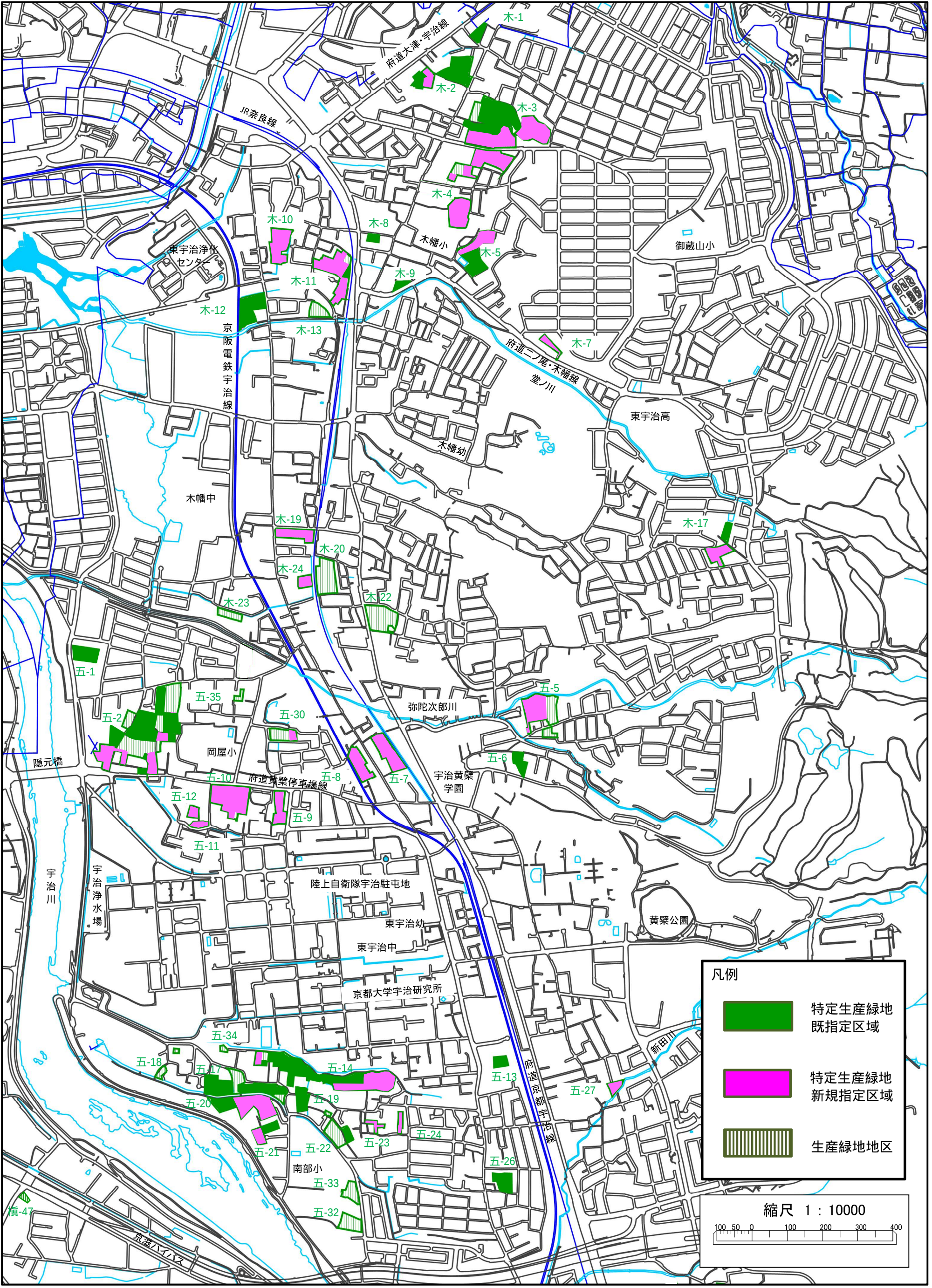
生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番 号	生産緑地 地 区	位 置	面 積				申出基準日	備 考	図 面 番 号
			生産緑地地区 (H4.11.27告示 都市計画)	特定生産緑地					
				既に指定され ている区域	新たに指定 する区域	合 計			
121	槇- 3 0	槇島町石橋地内	約 0.35 ha	約 0.00 ha	約 0.35 ha	約 0.35 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	4
122	槇- 3 1	槇島町一ノ坪地内	約 0.26 ha	約 0.13 ha	約 0.00 ha	約 0.13 ha	令和4年11月27日		4
123	槇- 3 2	槇島町中川原地内	約 0.26 ha	約 0.18 ha	約 0.00 ha	約 0.18 ha	令和4年11月27日		4
124	槇- 3 3	槇島町一ノ坪地内	約 0.17 ha	約 0.17 ha	約 0.00 ha	約 0.17 ha	令和4年11月27日		4
125	槇- 3 4	槇島町一ノ坪地内	約 0.32 ha	約 0.14 ha	約 0.09 ha	約 0.23 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	4
126	槇- 3 5	槇島町石橋地内	約 0.05 ha	約 0.05 ha	約 0.00 ha	約 0.05 ha	令和4年11月27日		4
127	槇- 3 6	槇島町石橋地内	約 0.11 ha	約 0.11 ha	約 0.00 ha	約 0.11 ha	令和4年11月27日		4
128	槇- 3 7	槇島町石橋、郡地内	約 0.47 ha	約 0.00 ha	約 0.47 ha	約 0.47 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	2
129	槇- 3 8	槇島町五才田、一丁田地内	約 0.45 ha	約 0.11 ha	約 0.17 ha	約 0.28 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	2
130	槇- 3 9	槇島町五才田地内	約 0.10 ha	約 0.00 ha	約 0.10 ha	約 0.10 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	2
131	槇- 3 9 の 2	槇島町一丁田地内	約 0.09 ha	約 0.05 ha	約 0.00 ha	約 0.05 ha	令和4年11月27日		2
132	槇- 4 0	槇島町月夜、園場地内	約 0.21 ha	約 0.21 ha	約 0.00 ha	約 0.21 ha	令和4年11月27日		2
133	槇- 4 1	槇島町大幡地内	約 0.11 ha	約 0.11 ha	約 0.00 ha	約 0.11 ha	令和4年11月27日		2
134	槇- 4 2	槇島町大幡地内	約 0.10 ha	約 0.10 ha	約 0.00 ha	約 0.10 ha	令和4年11月27日		2
135	槇- 4 3	槇島町園場地内	約 0.07 ha	約 0.07 ha	約 0.00 ha	約 0.07 ha	令和4年11月27日		2
136	槇- 4 4	槇島町大幡地内	約 0.28 ha	約 0.00 ha	約 0.10 ha	約 0.10 ha	令和4年11月27日	新たに指定する区域	2
137	槇- 4 5	槇島町大幡地内	約 0.10 ha	約 0.10 ha	約 0.00 ha	約 0.10 ha	令和4年11月27日		2
上 記 の 計			約 39.31 ha	約 19.23 ha	約 17.25 ha	約 36.48 ha			
上記以外の地区の計			約 2.94 ha	約 0.00 ha	約 — ha	約 0.00 ha			
合 計			約 42.25 ha	約 19.23 ha	約 17.25 ha	約 36.48 ha			

(参 考)

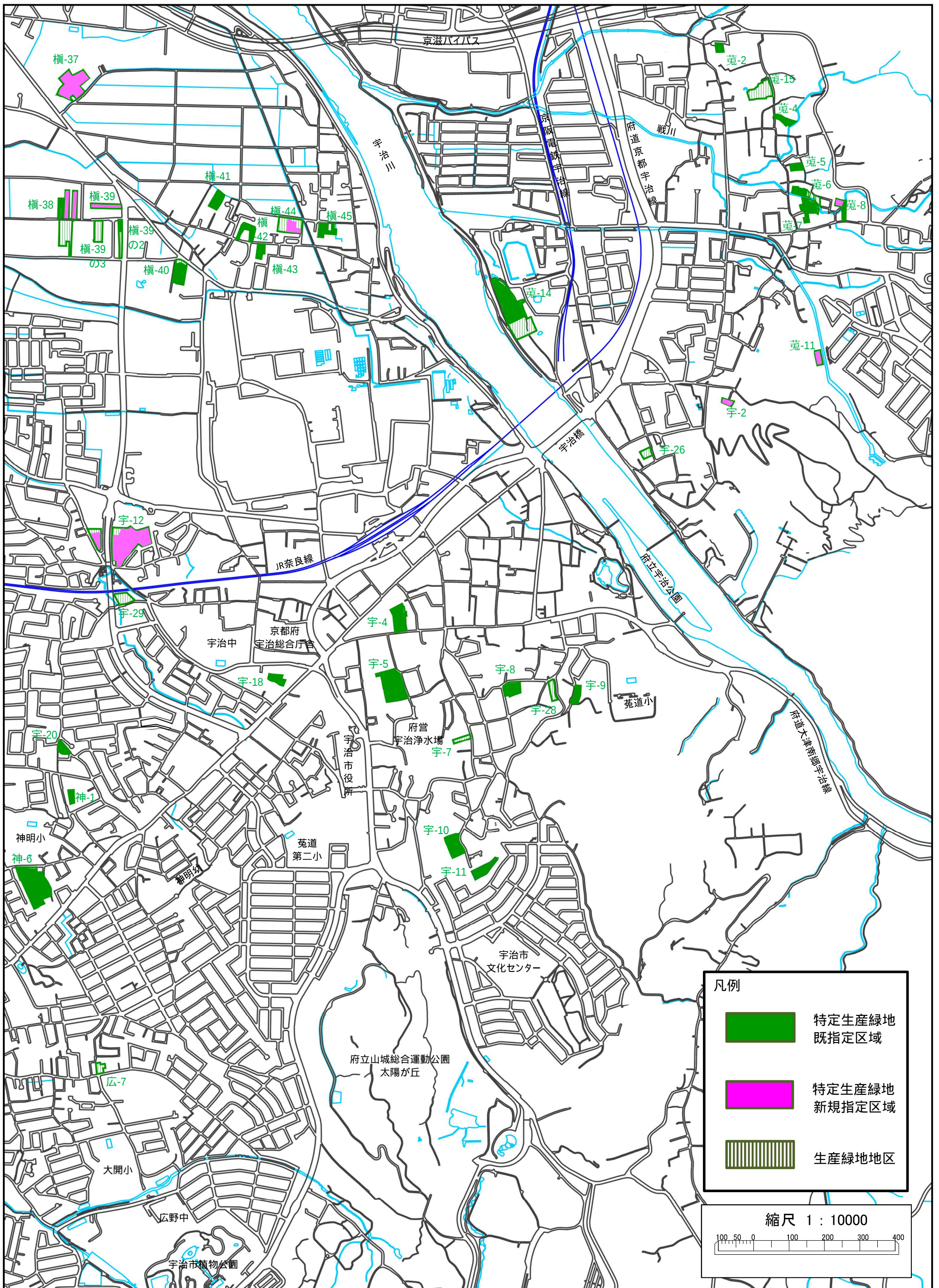
特定生産緑地(宇治市)に指定する地区別一覧

番 号	生産緑地地区	面 積				申出基準日	備 考 (特定生産緑地 合計の割合)
		生産緑地地区 (H4.11.27 告示都市計画)	特定生産緑地				
			既に指定され ている区域	新たに指定 する区域	合 計		
1	木幡地区	約 7.67 ha	約 2.22 ha	約 4.30 ha	約 6.52 ha	令和4年11月27日	(85.0%)
2	五ヶ庄地区	約 9.22 ha	約 3.97 ha	約 4.28 ha	約 8.25 ha	令和4年11月27日	(89.5%)
3	菟道地区	約 1.16 ha	約 1.08 ha	約 0.08 ha	約 1.16 ha	令和4年11月27日	(100.0%)
4	宇治地区	約 3.26 ha	約 1.85 ha	約 1.28 ha	約 3.13 ha	令和4年11月27日	(96.0%)
5	神明地区	約 1.06 ha	約 0.82 ha	約 0.10 ha	約 0.92 ha	令和4年11月27日	(86.8%)
6	安田地区	約 0.08 ha	約 0.08 ha	約 0.00 ha	約 0.08 ha	令和4年11月27日	(100.0%)
7	広野地区	約 1.13 ha	約 0.49 ha	約 0.50 ha	約 0.99 ha	令和4年11月27日	(87.6%)
8	大久保地区	約 2.89 ha	約 1.61 ha	約 0.61 ha	約 2.22 ha	令和4年11月27日	(76.8%)
9	伊勢田地区	約 3.37 ha	約 1.74 ha	約 0.99 ha	約 2.73 ha	令和4年11月27日	(81.0%)
10	小倉地区	約 2.18 ha	約 1.35 ha	約 0.57 ha	約 1.92 ha	令和4年11月27日	(88.1%)
11	槇島地区	約 10.23 ha	約 4.02 ha	約 4.54 ha	約 8.56 ha	令和4年11月27日	(83.7%)
合 計		約 42.25 ha	約 19.23 ha	約 17.25 ha	約 36.48 ha		(86.3%)



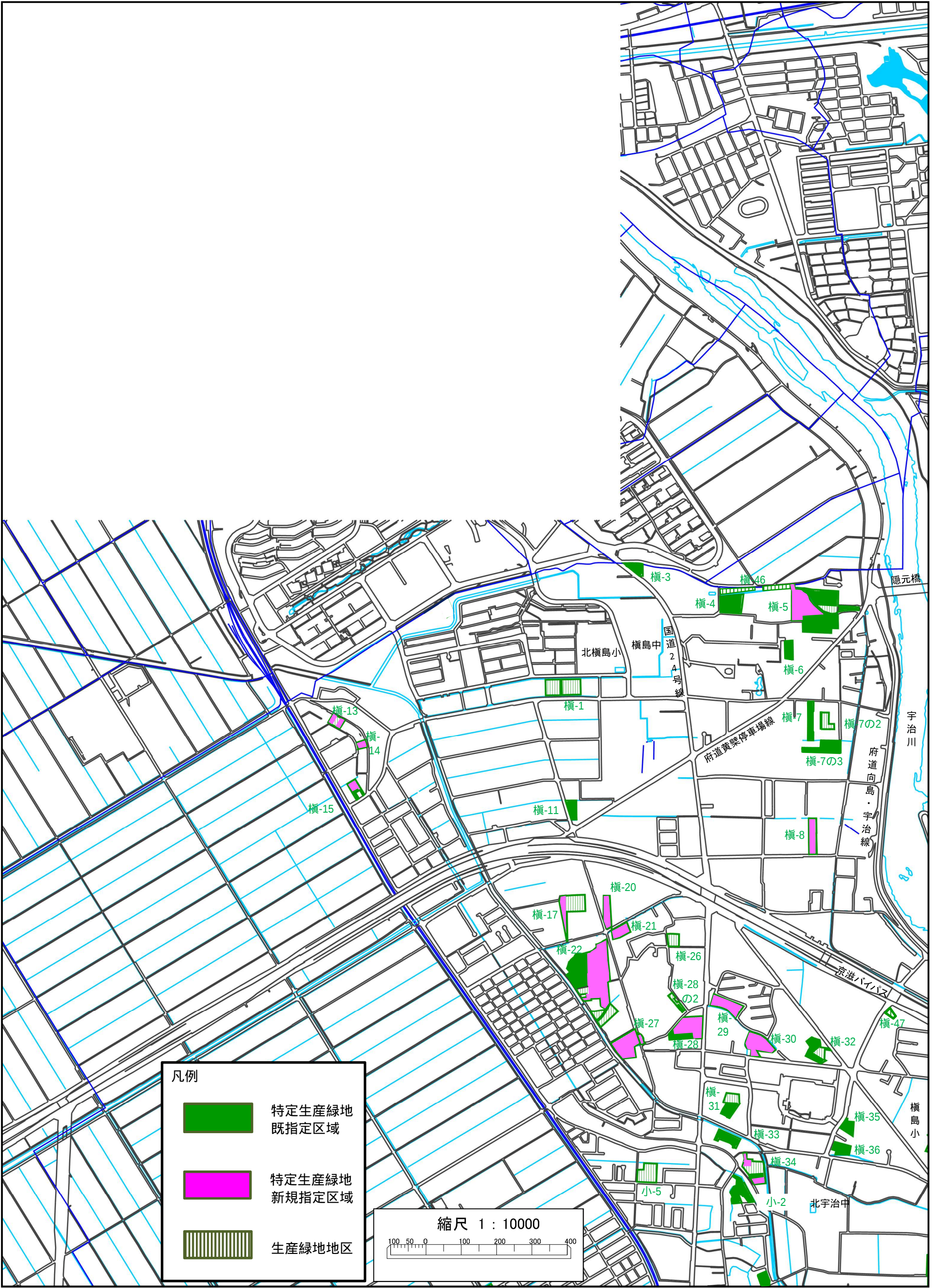
特定生産緑地宇治市指定図

図面番号：2



図面番号：3





令和 4 年 1 1 月 1 4 日
都市整備部公園緑地課

特定生産緑地の指定について

1. 特定生産緑地制度の概要

生産緑地は指定（都市計画の告示）から 30 年経過後は、いつでも買取り申出が可能となることから、都市農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、平成 29 年 6 月に「生産緑地法等の一部を改正する法律」が公布され、新たに特定生産緑地制度が創設されました。

特定生産緑地は、生産緑地の指定から 30 年を迎える日より前に、所有者等の申請により買取り申出ができる期限を 10 年延期する制度であります。特定生産緑地の指定を受けると、固定資産税等の農地課税が継続され、新たな相続が発生した際に相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。また、特定生産緑地の指定から 10 年経過する前であれば、繰り返し 10 年間期限を延長することが可能であります。

2. 特定生産緑地の指定

生産緑地法第 10 条の 2 第 1 項の規定では、生産緑地指定から 30 年を迎える農地等について、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実にすることが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められる生産緑地を特定生産緑地として指定することができるとされています。本市におきましても都市農地保全の観点から、本制度を適切に活用し、税制優遇等が継続される特定生産緑地について、所有者の意向等を確認しながら指定を進めています。

3. 特定生産緑地の指定手続

特定生産緑地の指定にあたっては、生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項において都市計画審議会の意見を聞かなければならないと規定されています。特定生産緑地制度は、買取り申出期限の延期を行うものであり、都市計画上の制限について変更するものではありませんが、都市計画の決定に準じた法的効果を発生させるものであるため、都市計画審議会の「意見の聴取」を行うこととしています。

特定生産緑地の指定は、申出基準日までに行うこととされており、申出基準日が到来する年よりも数年前から指定事務の平準化を図るために、特定生産緑地の指定に係る意向が確認された生産緑地を順次、指定手続を行います。本市の平成 4 年 1 1 月 27 日指定の生産緑地につきまして、特定生産緑地の指定に係る都市計画審議会への諮問(意見聴取)を令和 4 年 1 1 月 27 日の申出基準日まで 3 回に分けて対応しています。ただし、特定生産緑地の指定による法的効力が生じるのは、申出基準日以後となります。また、平成 6 年以降の指定分についても告示後 30 年が到来するまでに指定手続を今後、順次対応していくことを予定しています。

申出基準日

生産緑地地区に関する都市計画についての告示の日から起算して 30 年を経過する日。

4. 生産緑地地区の指定状況及び特定生産緑地の指定(予定)について

区 分	面 積	備 考
市全体の生産緑地地区	約 47.00 ha	
平成4年11月27日指定の生産緑地地区	約 42.25 ha	
既に指定(公示)されている区域	約 19.23 ha	令和4年1月31日 公示
令和4年度特定生産緑地の指定(予定)の区域	約 17.25 ha	
の合計	約 36.48 ha	対象区域の 86.3%

は令和3年12月10日(告示)現在の面積

の既に指定(公示)されている区域で申請が取消された区域(約 0.06 ha)について、指定解除の公示を予定します。最終的に特定生産緑地に指定する区域は 36.42 ha(対象区域の 86.2%)を予定します。

5. 特定生産緑地に関する主な経緯と今後の対応について

【主な経緯】

令和元年6月、7月.....生産緑地制度の改正に関する説明会の開催(3日間)
 令和元年7月.....都市計画審議会にて生産緑地制度の改正についての報告
 令和2年2月.....特定生産緑地制度にかかる「大切なお知らせ」を発送
 令和2年2月、3月.....個別相談会を実施(約4週間)
 令和2年4月.....平成4年11月27日指定分の所有者に申請書類等を送付
 令和2年6月.....特定生産緑地の指定にかかる申請を随時受付開始(再開)
 令和2年7月.....都市計画審議会にて特定生産緑地制度の進捗状況の報告
 令和2年8月～10月.....税務署の同意取得等(相続税納税猶予農地に限る)
 令和2年10月.....農業委員会へ特定生産緑地指定に係る意見照会等
 令和2年11月.....都市計画審議会にて特定生産緑地の指定について諮問
 令和3年2月.....特定生産緑地への指定に関する申込み期限のお知らせ(未申請者)
 令和3年7月.....特定生産緑地個別相談会(約2週間)
 令和3年8月～10月.....税務署の同意取得等(相続税納税猶予農地に限る)
 令和3年10月.....農業委員会へ特定生産緑地指定に係る意見照会等
 令和3年11月.....都市計画審議会にて特定生産緑地の指定について諮問

前回の都市計画審議会以後の対応について

令和3年11月.....特定生産緑地指定の意向確認(状況調査)等の案内(未申請者)
 令和3年12月.....個別相談会を実施(約2週間)
 令和4年1月31日.....特定生産緑地の指定について公示
 令和4年2月.....特定生産緑地の指定について農地等利害関係人への通知
 令和4年3月.....特定生産緑地指定の申込み期限等の案内(未申請者)
 令和4年6月.....税務署等の同意取得(相続税納税猶予農地等)
 令和4年8月.....特定生産緑地に指定しない場合の取扱い等に関する相談(未申請者)
 令和4年10月.....農業委員会等へ特定生産緑地指定に係る意見照会等
 令和4年11月14日.....都市計画審議会にて特定生産緑地の指定について諮問

【今後の対応(予定)】

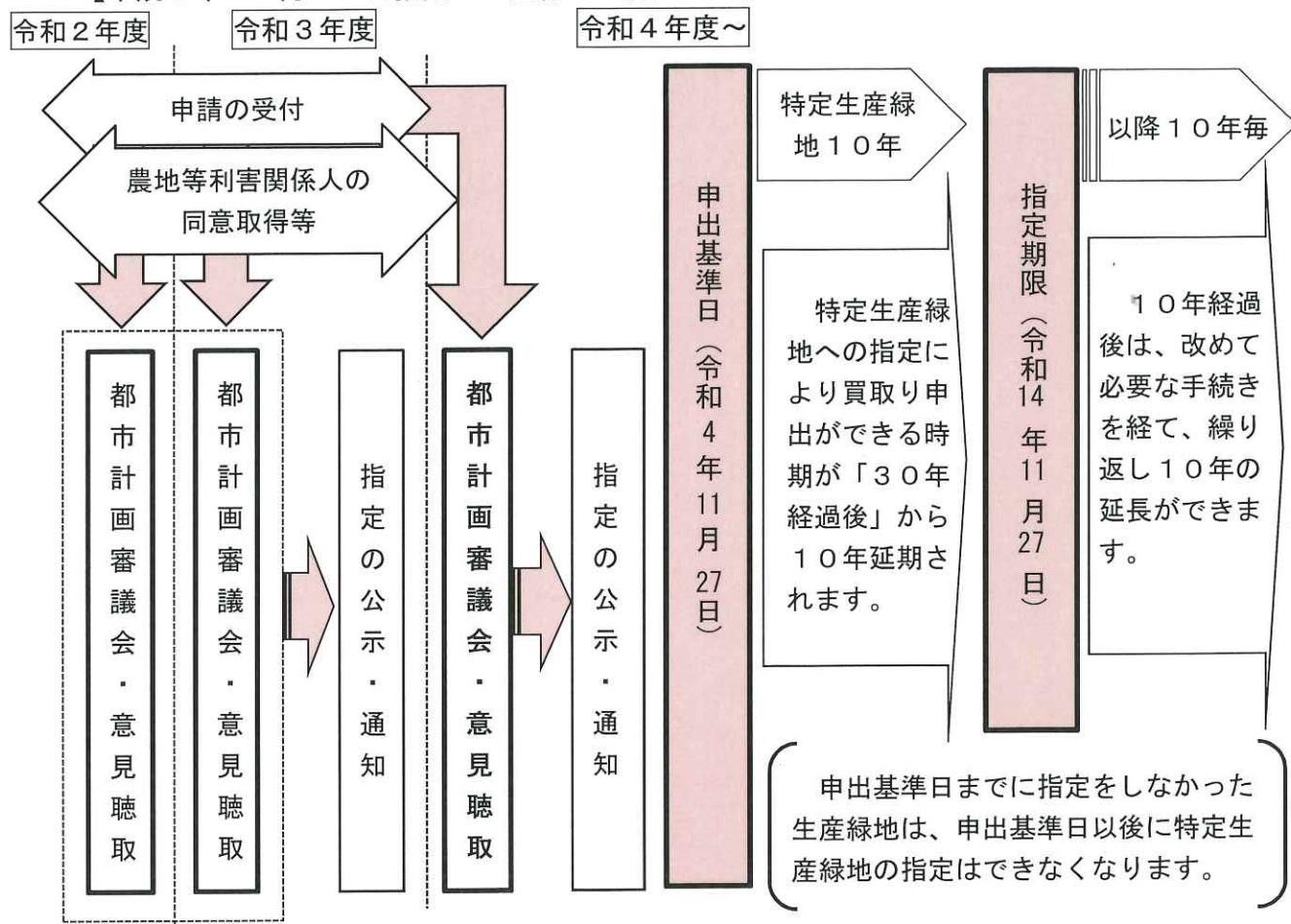
令和4年11月25日.....特定生産緑地指定の公示(申出基準日までに予定)
令和4年11月27日.....申出基準日(平成4年11月27日告示の生産緑地)
令和4年11月(公示後)～...特定生産緑地指定の農地等利害関係人への通知
今後、平成6年以降指定の生産緑地の特定生産緑地指定手続を順次対応

生産緑地法第10条の2(特定生産緑地の指定)

市町村長は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定(以下単に「指定」という。)は、申出基準日までに行うものとし、その指定の期限は、当該申出基準日から起算して十年を経過する日とする。
- 3 市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人(第3条第4項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。)の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会。第10条の4第3項において同じ。)の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該特定生産緑地を公示するとともに、その旨を当該特定生産緑地に係る農地等利害関係人に通知しなければならない。

【平成4年11月27日指定の生産緑地の特定生産緑地指定手続きのイメージ】



【平成6年以降指定の生産緑地の特定生産緑地指定手続きのイメージ】

